

**南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に対する  
意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について**

**1. 意見募集方法の概要**

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、以下のとおり、パブリックコメントを実施した。

(1) 意見提出期間

令和5年8月28日（月）～令和5年9月27日（水）

(2) 意見提出方法

インターネット、郵送、ファックス又は電子メール

**2. 意見募集の結果**

意見提出数3通

**3. 意見等の概要とその対応について**

番号	御意見の概要	御意見への対応
1	<p>省令案の概要の枠線内の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一の「他の場所」は「当該地区外」とは異なるのか？</li> <li>・四の「原則」の例外は何か？</li> <li>・一の「必要不可欠な管理活動」と、五の「管理活動」との違いは、何を意味しているのか？</li> <li>・七の「家きん」と八の「生きている動物」とは、重複しているのではないか？</li> <li>・七の要件は「卵」の持ち込みは許されるものと解釈してよろしいか。</li> <li>・八の「生きている動物」と、十の「動物」との違いは、何を意味しているのか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一の「他の場所」は、「当該地区内」を除く場所を指しており、「当該地区外」と同意です。</li> <li>・南極環境保護法施行規則第三十三条に定められた「やむを得ない事由がある行為」が該当します。</li> <li>・「第79 南極特別保護地区内で設置することができる工作物は、必要不可欠な管理行為のために必要なものに限られる」ことを意味します。</li> <li>・七は「家きんの加工品」を対象とし、八では「生きている動物」を対象としており、重複していません。</li> <li>・「卵」の持ち込みについては、生卵であれば南極環境保護法第十四条にかかる規制に該当します。また加工品であれば七に該当します。</li> <li>・八では「生きている動物」を持ち込まないことを、十では生きてい</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十の「洗浄又は滅菌すること等」の「等」には、「洗浄」、「滅菌」以外の何が含まれるのか？</li> <li>・十二の要件は「廃棄物の処理」は許されるものと解釈してよろしいか。</li> <li>・五の「明示」の箇所は、工作物の外壁、内壁のどちらでもよいのか？</li> </ul>	<p>る、生きていないを問わず「動物」の偶発的な移入を防ぐことを定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・靴や鞆の泥を落とすことをはじめ、「洗浄」、「滅菌」以外の動物、植物又は微生物の偶発的な移入を防ぐための全ての行為が該当します。</li> <li>・「処理」の意味するところが明確ではありませんが、廃棄物については、活動が終了した時点ですべて撤去することが必要となります。</li> <li>・外部から確認できる箇所に明示する必要があります。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南極特別保護地区の区域の変更について、その変更の内容が明らかではない(例えば、第45南極特別保護地区の区域はどのように変更されるのか、追加される第79南極特別保護地区は具体的にどの範囲の地域なのか)。これでは「具体的かつ明確な内容」の案が公示されているとは言えず、行政手続法の規定に基づく意見募集手続の要件を満たしていない。具体的な変更の内容を明らかにして再度意見募集を行うべきである。</li> <li>・南極特別保護地区の区域の変更について「区域を変更する」と「区域の地図を変更する」ことはどのように異なるのか。</li> <li>・第17南極特別保護地区の「飛行高度にかかる項目を削除」する「航空機」に「回転翼航空機」は含まれるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いただいた御意見は今後のパブリックコメントの実施方法等の参考とさせていただきます。</li> <li>・第45南極特別保護地区では新たな保護区域の追加が、第五十六南極特別保護地区では保護区域の範囲が変更されています。いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</li> <li>・「航空機」に「回転翼航空機」は含まれております。</li> </ul>
3	意見公募手続での環境省の振る舞いについて	いただいた御意見は今後の参考とさ

<p>ての苦情である。</p> <p>e-Gov パブリック・コメントの本案件のページにおいて、提示されている資料が全て（本来的にあるべき形式である PDF ではなく）Word 文書であったが、ちゃんと PDF での掲載を行うようにされたい（全てを PDF での掲載を行った上で、加えて様式等について Word や Excel などのファイルを付すのは可であるが、全ての文書について PDF での掲載を行うのが原則であるべきであり、この原則は逸脱されないべきであろう。）。</p>	<p>させていただきます。</p>
--	-------------------